

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令要綱

第一 危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額の標準を改定する等の改正を行うこと。

第二 この政令は、平成三十年四月一日から施行すること。ただし、本則の表二十一の項及び二十三の項の改正規定は、同年五月一日から施行すること。